

# 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令案について（概要）

厚生労働省保険局国民健康保険課

## 1. 改正の趣旨

- 本省令は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 31 号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、及び全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案（現在、パブリックコメント中。以下「整備政令案」という。）の制定に伴い、厚生労働省関係省令について所要の規定の整備を行うものである。

## 2. 改正の概要

### （1）国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号）の一部改正

整備政令案による改正後の国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）第 29 条の 7 第 5 項第 9 号において厚生労働省令で定めることとしている場合について、被保険者が出産した後に、

- ・国民健康保険料（税）の所得割額及び被保険者均等割額の減額を受けるための届出を行った場合又は
  - ・出産した被保険者の属する世帯の世帯主が、当該届出を行っていない場合であって、市町村が当該届出で届けられるべき事項を確認することができる場合
- とすること。

### （2）国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令（昭和 38 年厚生省令第 10 号）の一部改正

改正法により、出産する予定の国民健康保険の被保険者又は出産した被保険者（以下「出産被保険者」という。）に係る国民健康保険料（税）の所得割額及び被保険者均等割額の減額相当額について、市町村が当該市町村の一般会計から国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならないこととされたことに伴い、以下の改正を行う。

- ① 調整対象需要額及び市町村調整対象需要額の算定にあたって、保険給付費の支給並びに前期高齢者納付金及び介護納付金の納付に要した費用から控除することとされている公費負担額に、当該繰入額を加えること。
- ② 国民健康保険法施行令第 29 条の 7 の 2 第 2 項又は地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 703 条の 5 の 2 第 2 項に規定する特例対象被保険者等の保険料（税）を減額する場合に交付される特別調整交付金の額の算定にあたって、賦課期日に賦課された被保険者に係る保険料の総額を賦課期日における被保険者の総額で除して得た額（市町

村の平均保険料)に保険料軽減制度の対象となる特例対象被保険者等の総数を乗じて得た額から控除することとされている公費負担額に、当該繰入額を加えること。

③ その他所要の規定の整備を行うこと。

(3) 国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令(昭和47年省令第11号)の一部改正

① 改正法による改正後の国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)により、市町村が条例又は地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づき出産被保険者に係る国民健康保険料(税)につき減額した額の相当額について、市町村が当該市町村の一般会計から国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならないこととされたことに伴い、出産被保険者に係る国民健康保険料(税)の所得割額及び被保険者均等割額の減額相当額の算定方法を定めること。

② その他所要の規定の整備を行うこと。

(4) 国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令(平成29年厚生労働省令第111号)の一部改正

① 市町村標準保険料率及び都道府県標準保険料率の算定において、改正法による改正後の法第72条の3の3第1項の規定による繰入金を、市町村標準算定基礎額及び都道府県標準算定基礎額の算定の基礎となる国民健康保険事業に要する費用のための収入に含めないこととすること。

② その他所要の規定の整備を行うこと。

### 3. 根拠条項

○ 法第82条の3第1項及び第2項

○ 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。)第4条第2項(算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第3項、第4条の3第1項並びに第4条の4第1項

○ 整備政令案による改正後の国民健康保険法施行令第29条の7第5項第9号

○ 整備政令案による改正後の算定政令第4条の5第1項及び第4条の6第1項各号(これらの規定を整備政令案による改正後の算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)並びに第4条の7第3項

### 4. 施行期日等

○ 公布日:令和5年7月(予定)

○ 施行期日:令和6年1月1日